

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、当社グループの企業活動に関わるすべてのステークホルダーの利益を重視し、企業価値の向上と健全で透明な経営体制の確立を重要な課題と考えております。このため、コンプライアンスの徹底と経営上のリスク管理を常にモニタリングできる体制の構築に向け社内組織や仕組みを整備し、必要に応じ機動的な施策を講じて、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ホソダ・エンタープライズ有限会社	2,907,656	15.29
伯東株式会社	2,800,000	14.72
セコム株式会社	2,400,000	12.62
細田 安枝	1,822,400	9.58
株式会社ミズホ	1,134,960	5.97
瑞穂興業株式会社	460,000	2.42
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	374,700	1.97
磯貝 昭司	370,000	1.95
株式会社大久保恒産	350,000	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	310,000	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

\_\_\_\_\_

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

\_\_\_\_\_

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三吉 久雄	他の会社の出身者								○			
斎藤 利明	他の会社の出身者							○	○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三吉 久雄		三吉久雄氏は、平成24年7月から平成26年3月まで、株式会社経営共創基盤のディレクターとして、当社の中期経営計画の策定・実行支援に携わっております。当社と株式会社経営共創基盤の間には、現時点では特筆する取引関係はありませんが、今後各種の経営コンサルタント業務を依頼する可能性があります。	三吉久雄氏は、長年にわたる不動産業界での経験とコンサルタントとして培われた専門的知識に基づき、企業経営に対する客観的・中立的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適性を確保するための助言・提言を当社の経営に活かしていただくために、社外取締役に選任したものであります。
斎藤 利明		斎藤利明氏は、平成27年4月に伯東株式会社の新規事業開発部長となり、当社と伯東株式会社の業務提携に向けた支援ならびに実行に携わっております。当社と伯東株式会社の間には、平成28年4月より建設資材の購入の取引があります。	斎藤利明氏は、業務提携の推進者として当社の課題に精通しており、かつ、伯東株式会社で培ったIoT技術の知見を有しており、社外取締役として、その知識と経験を当社の経営に活かしていただけるものとして、選任したものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

4名

監査役の数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は会計方針及び重点監査項目申し入れ等の打合せの会合をもち、営業所及び関連会社の現地監査、たな卸し、現金・現物実査に立ち会う等、連携を図っております。また、期末決算監査時には監査結果の報告を受けると同時に監査方法の概要及び結果に関する説明も受け、監査役は会計監査人の監査方法の妥当性を判断するための一助としております。

また、当社は、代表取締役社長直属の機関として内部監査室を設置し、代表取締役社長の承認を受けた年間監査スケジュールに基づき、専従者2名によって組織の内部管理体制の適正性等について監査を実施しております。内部監査室は監査計画立案に際し、重点監査事項について監査役と十分な打合せを基に計画しております。監査結果は代表取締役社長及び監査役に報告され、被監査部門に対し改善事項の指摘・指導を行っております。内部監査室は、会計監査人と重点監査事項や進捗状況等について情報交換及び意見交換を行うことで情報の共有化を図り、相互の連携を高めております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
飛田 隆志	他の会社の出身者							△						
高橋 徹	他の会社の出身者							△						
高橋 康博	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飛田 隆志	○	飛田隆志氏は平成15年3月まで当社の主要な取引先である株式会社みずほ銀行に在職しておりました。当社と同行の間には資金の借入及び預金等の取引関係があ	飛田隆志氏は、長年にわたる企業融資の経験から財務及び会計に関する相当な知見を有しており、あわせて他企業での要職及び常勤監査役の経験に基づき、企業経営の客観性、中

		りますがいずれも一般の取引条件と同様の のものであります。 また、同氏は当社株式の所有以外に当社 との間に利害関係はありません。	立性を監督する社外監査役として適任であるこ とから選任したものであります。 同氏には、企業経営に対する客観的・中立的 見地から、取締役や執行役員の職務執行に対 する牽制を働かせる役割が期待され、また、高 い独立性を有し、一般株主との利益相反を生 ずることがないと認められるため、独立役員に 指定しております。
高橋 徹	○	高橋 徹氏は平成21年5月まで当社の主 要な取引先である株式会社りそな銀行に 在職しておりました。当社と同行の間には 資金の借入及び預金等の取引関係があ りますがいずれも一般の取引条件と同様 のものであります。 また、同氏と当社との間に利害関係はあ りません。	高橋 徹氏は、長年にわたる企業融資の経験 から財務及び会計に関する相当な知見を有し ており、あわせて他企業での要職及び代表取 締役社長として執行された経験に基づき、企業 経営の客観性、中立性を監督する社外監査役 として適任であることから選任したものであり ます。 同氏には、企業経営に対する客観的・中立的 見地から、取締役や執行役員の職務執行に対 する牽制を働かせる役割が期待され、また、高 い独立性を有し、一般株主との利益相反を生 ずることがないと認められるため、独立役員に 指定しております。
高橋 康博	○	—	高橋康博氏は弁護士であり、その法務に関す る専門的見地から企業経営におけるコンプライ アンスの監視、監査を行う社外監査役として適 任であることから選任したものであります。 同氏と当社との間には、人的関係、資本的関 係又は取引関係その他の利害関係はありません。 同氏には、企業経営におけるコンプライア ンスの監視、監査を行い、取締役や執行役員 の職務執行に対する牽制を働かせる役割が期 待され、また、高い独立性を有し、一般株主と の利益相反を生ずることがないと認められるた め、独立役員に指定しております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

当社は取締役へのインセンティブ付与に関する制度は採用しておりません。取締役の成果を評価する仕組みとして、経営計画の達成状況や社会経済環境等を総合的に勘案し、役員賞与を支給する成果主義型報酬制度によっております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

有価証券報告書及び事業報告において、取締役と監査役を分け、支給人数及び報酬等の総額を開示しております。

平成27年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は次の通りです。

定款又は株主総会決議に基づく報酬等

取締役 支給人員 5名 支給額 22百万円

監査役 支給人員 3名 支給額 16百万円

計 支給人員 8名 支給額 39百万円

なお、取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しており、その限度内で経営内容、経済情勢、社員給与とのバランスを考慮し、取締役の報酬については取締役会の決議により決定し、監査役の報酬については監査役の協議により決定しています。なお、平成3年6月27日開催の定時株主総会により、取締役の報酬限度額は月額25百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は月額4百万円以内としております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、総務部より取締役会の開催、議案内容及び案件に関する事項について、事前に情報伝達を行っております。

また、社外監査役が業務上必要な情報は、取締役会等社内の会議により報告されるほか、内部監査室や会計監査人との連携により監査指摘事項等について詳細な報告がなされております。さらに、監査役によるヒアリングの実施に際し、各部署より懸案となった事項の調査、改善状況等について口頭、書面の提出によって逐次情報の伝達が行われております。その他、必要に応じ監査役会の運営に関する事務や監査役監査の遂行にかかる事務の補助を管理部門で行っております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、社内取締役4名、社外取締役2名で構成され、毎月の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会が開催されており、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の審議及び決定を行い、各取締役の職務の執行状況の報告を受け、執行役員を管理監督しており、連結経営体制の強化を目的にグループ会社の情報共有と相互の意思疎通を図るため、定期的に業務報告の場を設けるほか、連結グループ会社の重要な意思決定については、当社の取締役会の承認を持って決定し、各社の指導・育成を行っております。平成27年度においては、定例取締役会18回、臨時取締役会15回が開催されております。

また、経営を効率的に行うための協議・審議機関としての常務会を原則として毎週開催しております。

さらに、取締役本部長、執行役員及び関係部長が出席する部長会(幹部会議)を月1回以上開催し、取締役による経営意思決定の伝達や各部署の営業報告等を行い、情報の共有化を図っております。

業務執行については、取締役による経営上の意思決定を迅速かつ効率的に実施することを目的として、執行役員制度を導入するほか、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限委譲された各階層の責任者の決裁により業務執行されたのち、担当取締役に報告されております。

当社の子会社の業務の適性を確保するため、当社の取締役、執行役員を子会社の取締役または監査役としております。また、内部監査室では、子会社についても職務執行状況等について適宜監査を行っております。

平成27年度における、会計監査業務は新日本有限責任監査法人が担当し、業務を執行した公認会計士は栗原学氏、井尾稔氏であり、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施いたしました。

取締役及び監査役の報酬等については、株主総会で決議された限度内で、取締役の報酬については取締役会の決議により決定し、監査役の報酬については監査役の協議により決定しています。

なお、平成3年6月27日開催の定時株主総会により、取締役の報酬限度額は月額25百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は月額4百万円以内としております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は社内取締役4名、社外取締役2名で構成され、毎月定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会が開催されており、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の審議及び決定を行い、各取締役の職務の執行状況を監督しております。さらに、社外取締役の選任により、経営の客観性ととも意思決定の妥当性の確保に努めております。

また、当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は独立性を確保する観点から3名の社外監査役(内、常勤2名)により構成され、かつ独立役員要件を満たしております。監査役は、社外監査役として取締役会ほか重要な会議に出席し、当社グループの意思決定や業務執行について社外の見識や経験に基づいた客観的・中立の視点からの監査及び監視を行っており、経営の監督機能として有効であると判断し、現状の体制を採用しております。

### ///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会招集通知を当社IRサイトに掲載しております。 IRサイトのURLは、 <a href="http://www.hosoda.co.jp/">http://www.hosoda.co.jp/</a> であります。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家に対しては個別に説明を実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページには決算短信、四半期決算短信、決算説明資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、株主総会決議通知、株主通信、その他の適時開示資料やニュースリリースを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員は経営企画部担当取締役、IR担当部署は経営企画部、事務連絡責任者は経営企画部長がそれぞれ担当しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	廃棄物・リサイクルガバナンス構築を目的とした組織として「環境委員会」を設置し、人や地球環境に配慮した街づくり・家づくりに積極的に取組み、「環境共生」に貢献しております。また、従業員の被災の防止及び健康の維持、増進を図り、快適な職場環境の形成を目的とした組織として「安全衛生委員会」を設置しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はステークホルダーに対する説明責任を果たすため、公正かつ平等な情報提供の手段として当社のウェブサイトを通じて情報の発信を行うほか、株主向けの取り組みとしては、6月と12月に発行する株主通信に写真、図表等を多用することにより、わかりやすい内容とするなど情報開示の質の向上に努めております。

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、内部統制システムを構築することにより、想定されるあらゆるリスクの発生を極力抑え、日常の業務活動における「正確性」「正当性」「完全性」を確保するとともに適切な財務報告を行うことを目的としており、内部統制の構築について以下の取り組みを実施しております。また、執行役員制度により取締役の経営機能と執行役員の業務執行機能を分離することで、取締役会による業務執行状況の統制を強化し、権限と責任の明確化を図っております。

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、総務部担当取締役を当社グループにおけるコンプライアンス全体に関する統括責任者として、経営方針に則った当社グループの「倫理行動規範」を作成するとともに、当社グループの取締役及び使用人に法令及び「倫理行動規範」の遵守を徹底する。

(2) 当社グループのコンプライアンスに関連する問題が発生した場合には、その内容及び対処案が総務部担当取締役を通じトップマネジメント、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

(3) 監査役は、当社グループにおけるコンプライアンス体制の問題点の把握に努め、その内容を取締役会に報告するとともに、必要に応じて助言、勧告を行う。

(4) 内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社グループにおけるコンプライアンス体制が適正に実行されているか否かを監査する。

(5) 当社は、当社グループにおけるコンプライアンスの徹底及び通報者保護を目的とする内部公益通報保護規程に基づき、当社グループの取締役及び使用人が直接通報を行うことができる内部通報窓口及び社外の有識者による外部通報窓口を設置し、コンプライアンスに関連する問題の発生防止及び早期発見に努める。

(6) 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムを構築する。また、その内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行い、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

(1) 当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこととし、これら勢力等による不当要求に対しては毅然とした態度で臨む。

(2) 当社グループの基本理念を定めた「倫理行動規範」に反社会的勢力への対応項目を掲げ、反社会的勢力の排除に向けて当社グループ全体で取り組む。また、反社会的勢力への対応統括部署は総務部とし、当社総務部長を不当要求防止責任者として所轄警察署に届け出ている。

(3) 当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)に入会しており、定期的に研修を受け、反社会的勢力に関する情報を入手する。また、反社会的勢力に関する問題が生じた場合には、総務部が対応マニュアルに基づき弁護士を含む専門家と連携し適切な処置をとる体制を整備する。

### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 当社は、法令及び文書管理規程に基づき、文書等の保存及び管理(廃棄を含む。)を実施し、必要に応じて保存及び管理状況の検証、規程等の見直し等を行う。

(2) 情報の管理については、情報セキュリティ管理規程及び個人情報保護規程に基づき対応する。

### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社グループは、総務部担当取締役を危機管理に関する統括責任者として、危機管理規程に基づき当社グループにおける危機管理体制の構築及び運用を行う。当社グループ全社的な観点からのリスクの検討と対応については、常務会においてそのリスク評価を行う。

(2) 当社は、当社グループにおける情報リスク管理を統括する組織として、「情報リスク管理委員会」を設置し、情報リスク管理に関する諸規程の整備、運用状況の確認を行うとともに当社グループ使用人に対する研修等を企画実行する。また、代表取締役は、情報リスク管理活動を統括管理する責務を有する情報リスク統括管理者を当社グループで1名任命する。

(3) 当社は、廃棄物・リサイクルガバナンス構築を目的とした組織として、「環境委員会」を設置し、廃棄物の処理、リサイクルに関して常に高い意識を持つとともに、環境問題への全社的な取り組みを推進する。

(4) 当社が施工供給する建築物について、品質管理検査その他品質を確保するための業務を行い、品質の向上を図る。

(5) 当社は、代表取締役直轄する内部監査室を設置し、内部監査規程に基づく監査を実施する。

(6) 当社は、当社グループの使用人の被災の防止及び健康の維持、増進を図り、快適な職場環境の形成を目的とした組織として「安全衛生委員会」を設置し、安全衛生管理活動の円滑な推進を図る。

### 5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、定例の取締役会を毎月1回以上開催し、当社グループにおける重要事項の決定及び取締役及び執行役員の職務執行状況の監督等を行う。また、本部長、執行役員及び関係部長が出席する部長会を毎月1回以上開催し、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業務報告を通じ定期的に把握する。

(2) 執行役員制度により、取締役の経営機能と業務執行機能を分離し、取締役会による業務執行状況の統制強化及び権限と責任の明確化を図るとともに、業務執行の迅速な意思決定を行う。

(3) 将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、当社グループの取締役及び使用人が共有するグループ全体の目標を設定する。当社グループ各部署においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。

(4) 日常の職務遂行に際しては、当社グループにおける職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに従い業務を遂行する。

### 6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、グループ企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要なグループとしての規範、規則を整備する。

(2) 代表取締役及び職務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従い、当社グループが適切な内部統制システムの構築・運用を行うよう指導する。

(3) 当社グループの経営については、その自主性を尊重しつつ、取締役会において事業内容の定期的な報告及び重要案件についての事前協議を行う。

(4) 監査役及び内部監査室は、定期又は臨時に当社グループの管理体制を監査し、代表取締役に報告する。

### 7. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 当社が定める関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。

(2) 当社は、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、当社グループの取締役が出席する当社グループ役員連絡会を開催し、子会社に対し当該連絡会における報告を義務づける。

### 8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当社は、必要に応じて、監査役を補助すべき使用人を配置する。

(2) 監査役の職務補助のための使用人を配置する場合には、その人事について、取締役と監査役が意見交換を行う。

(3) 監査役の職務補助のための使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、当該使用人に対する人事異動・人事評価・懲戒処分等については監査役の意見を聴取する。



9. 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役との協力を確保するとともに、次の事項に該当する場合は、速やかに監査役に報告する。

- a. 監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合
- b. 当社グループの組織、諸規程、会計及び業務に関する諸制度を変更する場合
- c. 当社グループの取締役が当社グループとの間で自己取引、利益相反取引及び競業取引を行う場合
- d. 法令等の違反行為等、その他当社グループに著しい損害又は重大な事故を招くおそれのある場合

(2) 監査役は、次の事項について必要ある場合は、当社グループの取締役に対し意見を述べる。

- a. 前項にかかわる当社グループの取締役及び使用人の報告を受けた場合
- b. 当社グループの取締役の経営方針、計画又はその執行につき、重大なコンプライアンス違反を招くおそれがあると認められる場合
- c. その他、当社グループに著しい損害又は重大な事故を招くおそれのある事実を発見した場合

(3) 執行役員は、監査役に対し、定期的に担当する業務の執行状況の報告を行う。

(4) 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

10. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、職務の執行につき次の権限を有する。

- a. 監査役は、当社グループの取締役及び使用人に対し営業状況の報告及び重要文書の閲覧等を要求し、必要あるときはその説明を求めることができる。
- b. 監査役は、当社グループの業務及び財産保全の状況を調査することができる。
- c. 監査役は、監査業務を遂行するため必要あるときは、当社グループ各社の各種の社内会議に出席し、又はその議事録の閲覧を求めることができる。

(2) 監査役より前項各号の要求を受けた当社グループの取締役及び使用人は、正当な理由なくしてこれを拒否し、また虚偽の申告をしてはならない。

(3) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換する。

11. 監査役による職務の執行について生ずる費用の前払い、または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制を次のとおり定めています。

1. 当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこととし、これら勢力等による不当要求に対しては毅然とした態度で臨む。
2. 当社グループの基本理念を定めた「倫理行動規範」に反社会的勢力への対応項目を掲げ、反社会的勢力の排除に向けて当社グループ全体で取り組む。また、反社会的勢力への対応統括部署は総務部とし、当社総務部長を不当要求防止責任者として所轄警察署に届出ている。
3. 当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)に入会しており、定期的に研修を受け、反社会的勢力に関する情報を入手する。また、反社会的勢力に関する問題が生じた場合には、総務部が対応マニュアルに基づき弁護士を含む専門家と連携し適切な処置をとる体制を整備する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

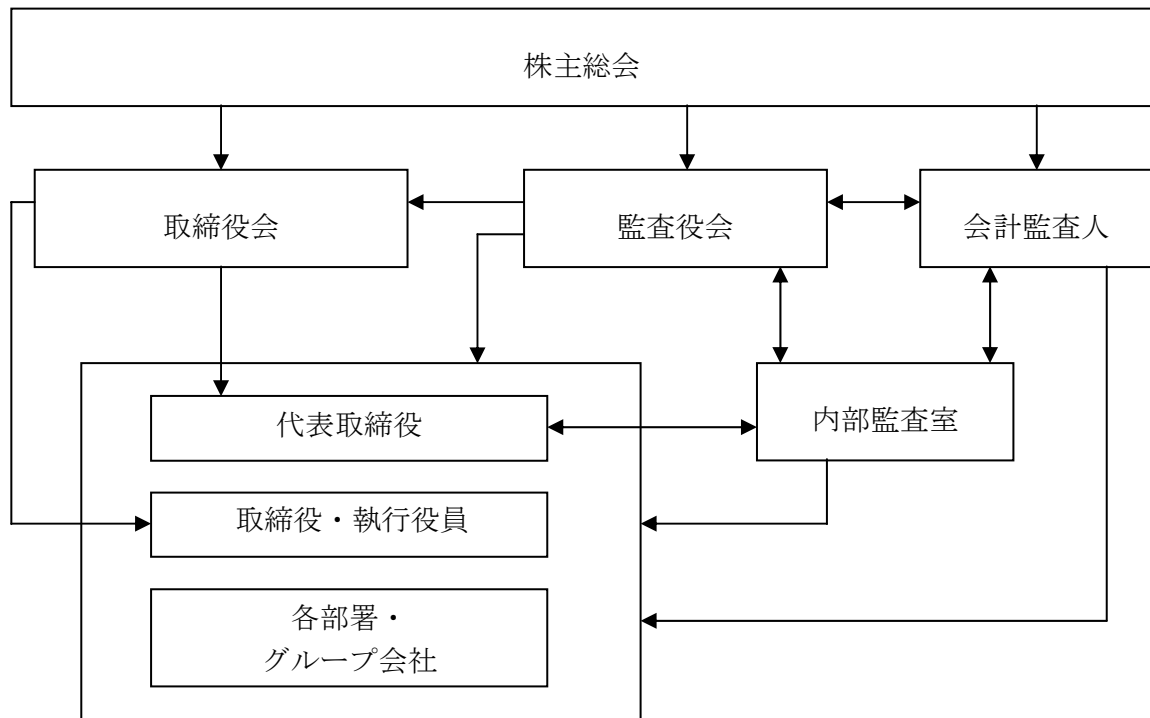
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

参考資料をご参照ください。

【 参考資料：模式図 】

当社の業務執行の体制、内部統制の仕組みは下図のとおりであります。



【 参考資料：会社情報の適時開示に係る社内体制の状況 】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

